別表第五中「別表第五　公共職業安定所及び公共職業安定所の出張所（第七百九十二条関係）」を「別表第五　公共職業安定所及び公共職業安定所の出張所（第七百九十二条及び第七百九十三条関係）」に改め、同表労働職業紹介に関する管轄区域の特例の款を次のように改める。

労働職業紹介及び港湾労働者に係る職業紹介に関する管轄区域の特例

公共職業安定所名	管轄区域
大阪港労働	大阪市のうち都島区、福島区、此花区、西区、港区、大正区、天王寺区、浪速区、西淀川区、東成区、生野区、旭区、城東区、鶴見区、北区、中央区
上野	千代田区、中央区、文京区、大島町、八丈町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、青ヶ島村、台東区
品川	港区、品川区、大田区、目黒区、世田谷区、渋谷区
足立	北区、足立区、荒川区、墨田区、葛飾区
立川	八王子市、日野市、立川市、昭島市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市、青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、西多摩郡、三鷹市、武蔵野市、清瀬市、東久留米市、西東京市、町田市、府中市、調布市、狛江市、多摩市、稲城市
横浜	横浜市のうち神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、磯子区、港南区、旭区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、金沢区、横須賀市のうち船越町、田浦港町、田浦町、港が丘、田浦大作町、田浦泉町、長浦町、箱崎町、鷹取町、湘南鷹取町、追浜本町、夏島町、浦郷町、追浜東町、追浜町、浜見台、追浜南町、逗子市、三浦郡
川崎	横浜市のうち鶴見区、川崎市
四日市	四日市市、三重郡、桑名市、いなべ市、桑名郡、員弁郡
松阪	伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡（尾鷲公共職業安定所の管轄区域を除く。）、松阪市、多気郡
京都七条	京都市、亀岡市、南丹市、船井郡、長岡京市、向日市、乙訓郡、八幡市

二　港湾労働者に係る職業紹介に関する管轄区域の特例

第七百九十三条第二項第一号、第二号（日雇労働者の募集の監督に関する事項に限る。）、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項（港湾労働者に係る事項に限る。）についての品川公共職業安定所、横浜公共職業安定所、名古屋南公共職業安定所及び神戸公共職業安定所の管轄区域は、次のとおりとする。

公共職業安定所名	管轄区域
品川	千代田区、中央区、港区、台東区、墨田区、江東区、品川区、大田区、北区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区
横浜	横浜市（戸塚公共職業安定所の管轄区域を除く。）
名古屋南	名古屋市のうち西区、中村区、中区、昭和区、瑞穂区、熱田区、中川区、港区、南区、常滑市、東海市、知多市、弥富市、海部郡のうち飛島村
神戸	神戸市（明石公共職業安定所の管轄区域を除く。）、三木市、三田市

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十五号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十六条第三項、第十九条第一項、第三十条第三項第一号及び第三号、第四項並びに第五項、第三十条の四第三項第一号、第三十条の五第二項第三号、第三十条の十九第四項、第三十条の二十九、第四十四条第一項及び第四項、第四十五条第二号及び第三号並びに第五十一条の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十八条の六第一項第十二号ロ及びハを削り、同号ニを同号ロとする。

第四十八条の十六第一項第十二号を次のように改める。

3　前項のキャリアコンサルタント登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

イ　キャリアコンサルタント試験の合格証の写し（次条第五項の規定の適用を受ける者にあつては、当該合格証の写し及び同条第一項に規定する講習の修了証（同条第三項又は第四項の規定の適用を受ける者にあつては、これに代わるべき書面）

ロ　住民票の抄本又はこれに代わる書面

第四十八条の十七第三項中「限り、」を「法第三十条の十九第三項の更新を受けようとする際にその者が受けるべき」に改める。

第四十八条の十八中「次の書類」を「前条第一項に規定する講習の修了証（同条第三項又は第四項の規定の適用を受ける者にあつては、これに代わるべき書面）」に改め、第一号及び第二号を削る。

第四十八条の二十第一項中「様式第十二号の十二」の下に「を、氏名の変更を届け出る場合にあつては戸籍謄本若しくは戸籍抄本又はこれらに代わる書面及び登録証を添え、これ」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十八条の二十五第五号中「第三十条の六第三号」を「第三十条の六第一号」に改める。

別表第一中「石川郡野々市町」を「野々市市」に、「宝飯郡一宮町」を「豊川市」に、「上房郡賀陽町」を「加賀郡吉備中央町」に、「薩摩郡入来町」を「薩摩川内市」に改める。

別表第二の三十一の部建築設計科の項中「建築構造」を「建築構造及び材料」に改め、同表の三十七の部ビル管理科の項中「⑤　設備図面　⑥　関係法規」を「⑤　消防設備　⑥　設備図面　⑦　関係法規」に改める。

別表第五第一号及び第二号の表中木型製作科の項を削る。

別表第十一の二中木型製作の項を削る。

別表第十一の三溶接科の項受験することができる者の欄中「ボイラー溶接士免許」を「特別ボイラー溶接士免許又は普通ボイラー溶接士免許」に改め、同表自動車整備科の項中「一級四輪自動車整備士」を「一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士」に改め、同項受験することができる者の欄中「、二級三輪自動車整備士又は二級二輪自動車整備士」を「、二級三輪自動車整備士又は二級二輪自動車整備士、平成十二年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による一級四輪自動車整備士又は昭和五十三年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による二級三輪自動車整備士又は二級二輪自動車整備士」を「一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士」に改め、同表自動車車体整備科の項中「一級四輪自動車整備士」を「一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士」に改め、同項受験することができる者の欄中「、二級三輪自動車整備士又は自動車車体整備士」を「若しくは自動車体整備士、自動車整備士技能検定規則の一部を改正する省令（平成十二年運輸省令第三十五号。以下この項において「平成十二年省令」という。）による改正前の自動車整備士技能検定規則による一級四輪自動車整備士又は自動車整備士技能検定規則の一部を改正する省令（昭和五十三年運輸省令第二十三号。以下この項において「昭和五十三年省令」という。）による改正前の自動車整備士技能検定規則による二級三輪自動車整備士」に改め、同項試験の免除を受けることができる者の欄中「、二級ジーゼル自動車整備士又は二級三輪自動車整備士」を「若しくは二級ジーゼル自動車整備士、平成十二年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による一級四輪自動車整備士又は昭和五十三年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による二級三輪自動車整備士又は二級二輪自動車整備士」に改め、同表事務科の項受験することができる者の欄中「公認会計士試験の一」の下に「短答式による試験若しくは論文式による試験、公認会計士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十七号。以下この項において「平成十五年法律」という。）に